

## 政策評価調書（個別票1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	共生社会政策実現のための施策の推進			評価方式	実績評価	番号	11
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度概算要求額		
予算の状況	当初予算（千円）	3,068,785	2,872,325	2,627,180	2,301,286	5,128,980	
	補正予算（千円）	9,998,616	0	0			
	繰越し等（千円）	0	0	0			
	計（千円）	13,067,401 <13,067,401>	2,872,325 <2,872,325>	2,627,180 <2,627,180>			
執行額（千円）		12,824,723	2,682,112	2,394,143			
政策評価結果の概算要求への反映状況		行政事業レビューの結果を踏まえ、施策の効果や有用性に留意しつつ、事業内容の見直しや積算を精査するなどして概算要求を行った。					

## 政策評価調書（個別票2）

## 【政策に含まれる事項の整理】

政策名	共生社会政策実現のための施策の推進				番号	11	(千円)	
	予算科目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	24年度 当初予算額	25年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	● 1	一般	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費	2,301,286	2,108,980	
	● 2	復興特別会計	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費		3,020,000	
	小計					2,301,286	5,128,980	
対応表において◆となっているもの	◆ 1							
	◆ 2							
	◆ 3							
	◆ 4							
	小計					の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	○ 1					<	><	>
	○ 2					<	><	>
	○ 3					<	><	>
	○ 4					<	><	>
	小計					の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの	◇ 1					<	><	>
	◇ 2					<	><	>
	◇ 3					<	><	>
	◇ 4					<	><	>
	合計					2,301,286	5,128,980	
						の内数	の内数	

政策評価調書（個別票3）

#### 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-39(政策10-施策①))

施策名	子ども・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン)[政策10. 共生社会実現のための施策の推進]								
施策の概要	平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)」に基づく大綱として、施策の基本的な方針等を定めた「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)が策定されたことを受け、その総合的な推進を図る。								
達成すべき目標	子ども・若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子ども・若者の育成支援に取り組む社会の実現。								
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度				
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	— — — —	— — — —	— — — /				
	執行額(千円)	—	—	—	/				
	施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)								
	—								
測定指標	「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた施策のフォローアップ	/	施策の進捗状況(実績)	/	目標				
施策に関する評価結果	目標の達成状況	子ども・若者を取り巻く現状や子ども・若者に関する施策をまとめた子ども・若者白書の作成及び学識経験者や施策の当事者たる若者等から構成される子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催し、フォローアップを行った。							
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】            子ども・若者白書の作成及び子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催により、施策の実施状況について検証するとともに審議状況をとりまとめ、関係省庁に周知を図った。引き続き、子ども・若者ビジョンに基づき、施策を着実に推進していくことが求められる。</p> <p>【今後の方向性】            昨年と同様に、子ども・若者白書の作成及び子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催し、施策の実施状況等について把握する。</p>							
学識経験を有する者の意見の活用	子ども・若者ビジョンに基づく施策の実施状況について点検・評価等を行うため、学識経験者や施策の当事者たる若者等から構成される子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を平成23年度に引き続き開催する。								
政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	子ども・若者育成支援推進点検・評価会議について <a href="http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html">http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html</a>								
担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年企画担当) 梅澤 敦	政策評価実施時期	平成24年8月				

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-40(政策10-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)[10. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。				
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が整備される。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	-	-	-	-
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-		
	合計(a+b+c)	-	-		
	執行額(千円)	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし				

測定指標	青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
			21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			-	-	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	-
	年度ごとの目標値				施策の進捗状況の確認(インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	○平成22年度における施策の進捗状況について、平成23年5月に開催された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」第10回会合において、関係省庁から施策の進捗状況が報告され、その進捗状況の結果を取りまとめた。 ○平成23年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を平成23年6月に実施し、同年8月に実施された第11回検討会に速報版として報告した。 ○同第11回検討会では、法施行後の施策状況を確認し、その課題等を整理して、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」が取りまとめられた。 ○また、基本計画の見直しに向けた検討会を開始し、平成24年1月に開催した第12回検討会では関係省庁から課題を踏まえた新たな施策について報告され、3月に開催された第13回検討会では基本計画の見直しに係る報告書(提言)の素案が議論された。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況についてのフォローアップを着実に実施した。なお、施策の実施に当たっては、引き続き、関係省庁間や民間団体等との更なる連携を図るほか、有識者からの意見などを踏まえつつ、適宜必要な業務改善に努める必要がある。  【今後の方向性】 ○平成23年度に係る施策状況のフォローアップを実施し、子ども・若者育成支援推進本部に報告する。 ○子ども・若者育成支援推進本部において、基本計画の変更を決定する。 ○平成24年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を着実に実施する。 ○「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を継続的に開催し、有識者の意見を聴取し、環境整備に係る取組に対して業務改善等に活用する。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 ( <a href="http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h23/net-jittai/html/index.html">http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h23/net-jittai/html/index.html</a> )
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (青少年環境整備担当) 山本 和毅	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------------	--------	-----------------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-41(政策10-施策③))

施策名	子ども・子育て支援の総合的推進(子ども・子育てビジョン)[政策10. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。 このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)に基づき策定された「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。				
達成すべき目標	「子ども・子育てビジョン」においては、平成26年までの今後5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	-
	補正予算(b)				
	繰越し等(c)				
	合計(a+b+c)				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(千円)				

測定指標	子ども・子育てビジョンに盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値	目標値
		23年度	23年度	-
		施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	-
	年度ごとの目標値	施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、子ども・子育て白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度に実施した施策等を記述した平成24年版子ども・子育て白書のとりまとめを進めているところ。 また、平成23年度に「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」を実施し、子ども・子育てビジョンの国の取組の中で、行っていると思う(「行っていると思う」と「やや行っていると思う」の計)という回答が相対的に多かったのは「子どもの健康と安全を守る取組」(21.3%)、「子どもの学びを支援する取組」(20.3%)、「放課後対策を充実する取組」(16.5%)であった。一方、子ども・子育てビジョンの国の取組の中で、行っていないと思う(「行っていないと思う」と「あまり行っていないと思う」の計)という回答が相対的に多かったのは「若者の自立した生活と就労に向けた支援に取組」(57.8%)、「子どもを社会全体で支える取組」(56.6%)、「待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る取組」(53.8%)であった。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 「子ども・子育てビジョン」に基づき、引き続き施策を推進する必要がある。また、平成24年度において、利用者の視点に立った施策の検証等を行うためのインターネットアンケート調査を行う。  【今後の方向性】 ○平成23年度に実施した施策等を記載した平成24年版子ども・子育て白書をとりまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。 ○「子ども・子育てビジョン」の効果的な推進に向けて、利用者の視点に立った施策の検証等を行うため、平成23年度の調査結果を踏まえ、インターネットアンケート調査を実施する予定としている。この結果について検証を行い、今後の施策の推進のために活用する。

学識経験を有する者の知見の活用	「少子化社会対策大綱」の見直し作業に伴い、平成21年度に「子ども・子育てビジョン(仮称)検討ワーキングチーム」を開催し、同会議の中では有識者等から意見を聴取し、「子ども・子育てビジョン」の取りまとめに有識者の知見を活用した。また、平成23年度に実施した「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」については、有識者からのヒアリングを行い、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (少子化対策担当) 原口剛	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	-------------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-42(政策10-施策④))

施策名	子ども・子育て支援、子ども若者育成支援に関する調査研究・人材育成等[政策10. 共生社会実現のための政策の推進]				
施策の概要	子ども・子育て支援、子ども若者育成支援に関する施策について、原因の分析、支援の方法等必要な調査研究、人材の養成や国民の理解を図るために人材育成・理解促進事業やホームページでの情報発信等を行う。				
達成すべき目標	社会全体で子どもと子育てを支援すること、子ども・若者が生き生きと幸せに社会の形成者として健やかに成長するとともに、学校、家庭地域等が連携・協力して子ども・若者の育成支援に取り組む社会の実現をすること等の重要性について国民の理解を促す。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	543,749	501,687	395,632
	執行額(千円)	316,521	329,106		343,289
	施策に関係する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)				
	「特になし」				

測定指標	子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合	基準値	実績値					目標値
		23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	25年度
		70.3%	-	-	-	69.2%	70.3%	85%
	青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		38.1%	-	-	-	38.1%	36.5%	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	40.0%	40.0%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	○「子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合」は目標値を下回った。特に10代の若年層や40代、50代の中高年層の割合が低かった。 ○子ども・若者育成支援について、青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合が、目標値を下回った。また、前年度の実績値からは1.6%下回った。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 ○「都市と地方における子育て環境」や「企業参加型子育て支援サービス」に関する調査研究の実施、結果の公表、また、「家族の日・家族の週間」関連事業や「企業参加の子育て支援事業全国会議」等の理解促進事業を行うなど、「子ども・子育てビジョン」に基づいた、社会全体で子育てを支援することの重要性について国民の理解促進を図つてきているが、目標値を達成することが出来なかつたので引き続き多くの国民の理解を得られるよう情報提供を行う必要がある。その際には目標値の達成度調査の結果から若年層や中高年層に対する啓発等を積極的に実施する必要がある。 ○子ども・若者に関する様々な調査研究を実施し、ホームページ上の公表やマスコミへの情報提供、また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強化月間」、11月の「子ども・若者育成支援強化月間」等において、関係省庁、地方公共団体及び民間団体の参加・協力を得て、関係諸事業及び諸活動を集中的に実施するなどして研修、啓発活動を進めたが、目標値を達成することができなかつたため、より多くの国民が子ども・若者育成支援に関する活動に対する関心を高めるよう取組を進める必要がある。 【今後の方向性】 ○実績等を踏まえ、必要に応じて適宜・適切な改善をしながら、啓発や研修を行い、国民の更なる理解の促進、支援者の育成を図っていく。また、調査結果については分析した結果等について、ホームページや、マスコミへの情報提供をより効果的に実施することにより周知を図るとともに、内閣府のみならず関係省庁の今後の施策の推進のために活用を促す。 ○ホームページは有効な情報提供手段であり、引き続き、積極的な情報発信を行ふとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。 ○理解促進事業については、開催場所・団体等との連携強化・マスコミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し実施することにより、さらなる国民の理解の促進を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	○子ども・子育てに関する調査研究については、有識者による専門調査会や研究会を開催し、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。 ○子ども・若者ビジョンに基づく施策の実施状況について点検・評価等を行うため、学識経験者や施策の当事者たる若者等から構成される子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を平成23年度に引き続き開催する。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	子育てしやすい環境づくりについて関心がある人の割合、青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合:インターネットによる共生社会に関する意識調査(H24.3調査)::全国の15歳以上の男女、割付はは全国の性別・年代別の人口分布を下に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	少子化担当参事官 原口 剛 青少年企画担当参事官 梅澤 敦	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------------	--------	----------------------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-43(政策10-施策⑤))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)				
施策の概要	食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案				
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度末までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	- - - -	- - - -	- - - -
	執行額(千円)	-	-	-	
	特になし				

測定指標	第2次食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		-	-	-	-	-	-	施策の推進状況を確認(結果については後述)
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	施策の進捗状況の確認(食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)

施策に関する評価結果	目標の達成状況	食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認を行った。
	目標期間終了時点の総括	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b>            第2次食育推進基本計画に基づき、引き続き国民の意識を把握しながら食育を推進する必要がある。</p> <p><b>【今後の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年度に実施した施策等を記載した平成24年版食育白書を取りまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。</li> <li>○食育に関する意識調査を引き続き実施し、調査結果をわかりやすくまとめ、食育白書に掲載する。</li> <li>○食育推進評価専門委員会を開催し、施策の進捗状況のフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行う。</li> </ul>

学識経験者を有する者の知見の活用	学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成24年度:委員会4回開催予定) <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html</a>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	食育に関する意識調査(平成24年3月内閣府調査) <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html</a> 食育白書 <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/index.html</a>
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 安部 雅俊	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-44(政策10-施策⑥))

施策名	食育に関する調査研究等				
施策の概要	食育基本法及び第2次食育推進基本計画に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する。				
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	97,815 0 0 97,815	53,850 0 0 53,850	45,213 0 0 45,213
	執行額(千円)		48,395	45,213	
	施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)				
	特になし				

測定指標	食育に関心を持っている国民の割合	基準値	実績値					目標値
		17年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		70%	75.1%	72.2%	71.7%	70.5%	72.3%	90%以上
	年度ごとの目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標値が達成できていない。
	目標期間終了時点の総括	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b>            食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標としている。            平成17年度に70%となっていた割合を27年度までに90%以上とすることを目指しているが、ほぼ横ばいの状態が続いている。特に男性及び高齢者が食育への関心が低い傾向にあることから、今後とも、国民の理解や関心を深める取組を推進する必要がある。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>            ○平成23年3月に策定した「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)において、男性や高齢者への食育推進が新たに盛り込まれていることから、食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように情報提供する等適切な施策を推進する必要がある。            ○6月の食育月間において、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成24年度:委員会4回開催予定) <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html</a>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	食育に関する意識調査(平成24年3月内閣府調査) <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html</a>
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 安部 雅俊	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-45(政策10-施策⑦))

施策名	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)[政策10. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齢社会対策大綱」(平成13年12月28日閣議決定)では、国が推進すべき施策分野として「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」及び「調査研究等の推進」の5分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」の発行および意識調査等を実施する。				
達成すべき目標	国民一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会の実現。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	- - - -	- - - -	- - - -
	執行額(千円)	-	-	-	-
	特になし				

測定指標	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		-	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	-
年度ごとの目標値		施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度に実施した施策等を記述した平成24年版高齢社会白書のとりまとめを進めているところ。また、平成23年10月から平成24年2月にかけて「高齢社会対策の基本的取り方等に関する検討会」(全5回)を開催し、高齢社会対策の推進状況を確認したうえで、高齢社会対策大綱の見直しに向けての検討を行い、平成24年3月に検討会報告書をとりまとめた。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 高齢社会対策大綱に基づき、引き続き国民の意識を把握しながら高齢社会対策を推進する必要がある。  【今後の方向性】 ○平成23年度に実施した施策等を記載した平成24年版高齢社会白書をとりまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。 ○各種調査を継続的に実施し、調査結果をわかりやすくまとめ、高齢社会白書に掲載する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成23年10月から平成24年2月にかけて、有識者による「高齢社会対策の基本的取り方等に関する検討会」を開催した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	高齢社会白書
---------------------------	--------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(高齢化対策担当) 原口 剛	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-46(政策10-施策⑧))

施策名	高齢社会対策に関する調査研究・参画促進【政策10. 共生社会実現のための施策の推進】				
施策の概要	高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業を実施する。				
達成すべき目標	国民一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会の実現。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	63,800	78,852	52,955	47,275
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	63,800	78,852		
施策に関する内閣の 重要政策(施政方針演説 等のうち主なもの)	執行額(千円)	72,134	84,188		

測定指標	社会参加したいと思う高齢者の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		72.30%	—	—	—	72.30%	73.80%	—
年度ごとの目標値			—	—	—	70.0%以上	前年度以上	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「社会参加したいと思う高齢者の割合」(「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計)は目標値とした前年度数値を上回った。また、「そう思う」と答えた割合は前年と比べて1.5ポイント増加した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】            高齢者の社会参加活動の促進に向けて、「高齢社会フォーラム」の実施や、地域で活躍する高齢者や高齢者グループの活動の事例紹介事業等、国民一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会の実現に向けて各種事業を実施している。今回の調査では、目標値を上回る結果となった。特に「そう思う」と答えた女性は、4.4ポイント増加したが、今後も男女ともに増加するよう引き続き普及・啓発のための事業を実施する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】            ○高齢社会フォーラムについては、参加者から一定の評価をいただいているところであるが、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする団塊の世代に対し、有益になるような事業となるよう、プログラムの内容等の検討を進めます。            ○エイジレス・ライフを実践している事例及びグループで就労や地域社会活動などの社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介しており、高齢期における生き方の参考にしていただけるよう、引き続き事例紹介を実施していく。また、HP上で、よりわかりやすく紹介する。            ○各種調査を継続的に実施し、調査結果については、基礎資料として政策の企画立案や白書の作成に活用するとともに、ホームページやマスコミを通じて広く一般に周知を行う。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の選考について、選考委員会を開催し、有識者等から意見を聴取し知見を活用しながら選考を行った。
---------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	社会参加したいと思う高齢者の割合:インターネットによる共生社会に関する意識調査(H24.3調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を下に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(高齢化対策担当) 原口 剛	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-47(政策10-施策⑨))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する調査研究等				
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。				
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	8,405 0 0 8,405	11,202 0 0 11,202	7,411 0 0 100%
	執行額(千円)	2,497	4,780		
	施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)				
	特になし				

測定指標	バリアフリーの認知度	基準値	実績値					目標値 24年度
		17年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		93.8%	-	-	91.4%	94.3%	92.9%	
年度ごとの目標値			100%	100%	100%	100%	100%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標値が達成できていない。
	目標期間終了時点の総括	<p><b>【目標達成状況の検証】</b>            国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目標としている。            性別・年代別に見ても、どの層でも認知度は90%を超えており、「バリアフリー」という言葉の浸透度は、ほぼ達成できていると考えられるが、引き続き啓発・広報活動を推進する必要がある。</p> <p><b>【今後の方針性】</b>            ○すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であることから、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要がある。            ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより今後の活動を支援するとともに、表彰を通じてバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く普及させることを促進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する有識者で構成するバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会において意見を聴取し、選考を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「共生社会政策に関する意識調査」(平成24年3月内閣府調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(総合調整第2担当) 安部 雅俊	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	------------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-48(政策10-施策⑩))

施策名	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)				
施策の概要	障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定された「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」とび「国際協力」の8分野を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関をはじめとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。また、障害者基本法が23年8月に改正され、24年8月までに障害者政策委員会が設置され、施策の総合的推進が一層進む予定である。				
達成すべき目標	障害者基本計画に定められた、個別施策分野等について計画の最終年度である今年度末までにその内容を着実に推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	— — — —	— — — —	— — — —
	執行額(千円)	—	—	—	—
	施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)				
	特になし。				

測定指標	障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
		14年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		計画決定	施策の進捗 状況を確認	施策の進捗 状況を確認	施策の進捗 状況を確認	施策の進捗 状況を確認	施策の進捗 状況を確認	
年度ごとの目標値		各分野別施策のフォローアップを着実に推進					—	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度においては、障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ作業を前の年度後半から各省庁と連携して行い、平成23年10月に取りまとめ、公表した。 障害者基本法及びこれに基づく障害者基本計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)等に基づき、「共生社会」の実現に向けた施策の着実な推進が図られた。 また、障害者施策における課題と対応については、障害者施策の在り方に關し、意見聴取の過程で指摘された課題(198項目)について、今後とも、新たな「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)等に基づき、着実に対応することとした。 さらに、推進状況等を記載した障害者白書を取りまとめた。 一方、平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進会議」のもとで障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、精力的な障害者制度改革への検討が行われ、その「意見」を踏まえ23年7月に障害者基本法が改正されるなどの成果があった。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 上欄のとおり、障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画の着実な推進等がみられている。  【今後の方向性】 今後は、平成24年度最終フォローアップに向け一層の把握に努めるとともに、24年8月までに設置予定の障害者政策委員会の検討も踏まえ、次期基本計画策定にも活用していく予定。

学識経験を有する者の知見の活用	平成22年1月～24年3月まで部会を含め50回以上開催された障がい者制度改革推進会議において、基本計画に関する様々な意見、提言をいただいた。 今後、障害者政策委員会のご意見等を活用する予定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各省庁から提出された資料、データ。障がい者制度改革推進会議における配布資料。
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(障害者施策担当) 難波吉雄	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-49(政策10-施策⑪))

施策名	障害者施策に関する調査研究・連携推進等【政策. 10 共生社会実現のための施策の推進】					
施策の概要	障害者基本計画の後期重点施策5か年計画においては、障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るために、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて障害者への配慮等について国民の協力を得るため、「共生社会」の周知度の目標として平成24年度までに世代全体の50%以上、若者(20代)の50%以上を目指し、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することとしており、障害者基本法を踏まえ策定された「障害者週間の実施について」(平成16年12月1日障害者施策推進本部決定)に基づき、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加の意識の高揚を図るため、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とし、前後の期間を含め、全国で、官民にわたりて多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施する。障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現は、重要な課題となっている。					
達成すべき目標	障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、共生社会の考え方の国民への周知を図ること。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	67,145	93,881	47,483	
	繰越し等(c)	0	0	0	—	
	合計(a+b+c)	94,599	67,145			
	執行額(千円)	68,502	104,120			

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

特になし。

測定指標	「共生社会」の認知度(世代全体)	基準値	実績値						目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		40.20%			22.2%(言葉だけ知る41.1%)	48.90%	50.90%	50%	
	「共生社会」の認知度(若者世代)	年度ごとの目標値							
		基準値	実績値						目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		26.70%			19.3%(言葉だけ知る40.0%)	34.10%	37.50%	50%	
		年度ごとの目標値							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「共生社会政策に関する意識調査」(平成23年度)によると、全体で共生社会という言葉を「知っている(22.2%)」、「どちらかといえば知っている(28.7%)」を合せて50.9%となり、達成といえる。若者(20歳代)は、「知っている(15.3%)」、「どちらかといえば知っている(22.2%)」で合せて37.5%となっている。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 目標終了年度は平成24年度である。目標としている「共生社会」認知度は、徐々にではあるが、増加傾向にはあり、平成23年度の上記「共生社会政策に関する意識調査」では、「どちらかと言えば知っている」を合せるとついに「世代全体」が50%を超えて、60代以上では6割を超えた。ただし、若者世代は、増加傾向はあるが、4割弱となっている。  【今後の方向性】 24年度は、目標の最終年度であり、8月ごろ、基準値を得た政府広報室調査と同様の調査を実施予定であり、目標達成の可否が確定する予定。一方、今後とも様々な場面・方法を用いた、啓発広報に努めていくこととしている。

学識経験を有する者の知見の活用	障害者制度改革推進会議の第二次意見(平成22年12月17日)において「現行の障害者週間は国民への周知が少ない。効果的に事業を展開して、障害(者)をより多くの国民が理解する機会とすべきである。」といった意見などを活用していく。また、「心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスター」審査委員会、今後設置が予定されている障害者政策委員会のご意見などを活用する予定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「共生社会政策に関する意識調査」(H23. 4月実施: 全国15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(障害者施策担当) 難波吉雄	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-50(政策10-施策⑫))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)【政策10. 共生社会実現のための施策の推進】				
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講すべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。				
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	- - - -	- - - -	- - - -
	執行額(千円)	-	-	-	
	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)	
	福島みづほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話	平成22年1月2日		平成30年を目指し、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す	

測定指標	第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		-	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	-
		-	-	-	-	-	-	※23年度に講じた施策は、24年白書の中で報告
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-	第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進

施策に関する評価結果	目標の達成状況	第9次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5ヶ年計画の1年目である平成23年には、同計画の道路交通の数値目標(平成27年までに24時間死者数3,000人以下、死傷者数70万人以下)に対し、24時間死者数、死傷者数ともに前年比減少(▲251人、▲41,966人)となった。
	目標期間終了時点の総括	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b>            交通事故の減少の主な要因としては、シートベルトの着用者率の向上、事故直前の車両速度の低下、飲酒運転等悪質・危険性の高い事故の減少などであり、第9次交通安全基本計画で掲げた各種施策の取組の成果であると考えられる。しかしながら、平成27年までに数値目標を達成するためには、さらなる減少に向けて、引き続き各種交通安全施策を強力に推進していく必要がある。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>            第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き、強力に推進していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	警察庁交通局交通企画課作成「平成23年中の交通事故の発生状況について」
---------------------------	-------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 安部 雅俊	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-51(政策10-施策⑬))

施策名	交通安全対策に関する調査研究・人材育成等【政策10. 共生社会実現のための施策の推進】				
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成23年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。				
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	331,957 - - 331,957	261,283 - - 261,283	180,817 - - 187,741
	執行額(千円)	284,541			
	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話	平成22年1月2日	平成30年を目指し、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す		

測定指標	普段から交通安全を意識していると思う人の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		89%	-	-	-	-	90.1%	-
	年度ごとの目標値	実績値					目標値	
	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合	基準値	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		90%	-	-	-	-	91.0%	-
	年度ごとの目標値	実績値					目標値	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「共生社会に関する意識調査結果」(H24. 3月実施: 内閣府)によると測定指標における当年度目標値を達成(90%以上)している。
	目標期間終了時点の総括	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b>          「共生社会に関する意識調査結果」によると測定指標における当年度目標値を達成(90%以上)しており、国民の交通安全に対する意識は向上しているものと認められることから、交通安全対策に関する調査研究・人材育成に係る各種事業が少なからず寄与しているものと考えられる。</p> <p>また、国民の交通安全に対する意識が醸成されるに伴って、交通事故死者数や負傷者数においても、それぞれ前年比減少(▲251人、▲41,966人)していることから、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策とあいまって、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられる。</p> <p>なお、平成23年度の交通安全対策関係予算は対前年度比30%の減少となったものの、事業実施に当たっては、その手法や効果等について検討し、事業の見直しや統廃合を進めるとともに予算の効果的・効率的な執行に努めた。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>          第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き、強力に推進していく。          なお、平成24年度の交通安全対策関係予算は対前年度比15%の減少となったものの、引き続き、予算の効果的・効率的な執行に努める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「共生社会政策に関する意識調査」(H24. 3月実施: 全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 安部 雅俊	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	----------------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-52(政策10-施策⑪))

施策名	犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)[政策10. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	犯罪被害者等基本計画策定等に関し各種会議を運営し、総合調整を図るとともに、同計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認する。				
達成すべき目標	犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	— — — —	— — — —	— — — —
	執行額(千円)	—	—	—	—
	特になし				

	犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		—	—	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	—
年度ごとの目標値		—	—	施策の進捗状況の確認(犯罪被害者等施策推進会議または基本計画推進専門委員等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)				

施策に関する評価結果	目標の達成状況	第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間:平成23~27年度)に基づき平成23年度に実施した施策等については、平成24年版犯罪被害者白書においてとりまとめた。
	目標期間終了時点の総括	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b>            平成24年版犯罪被害者白書において施策の進捗状況の確認をしたところ、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」や「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」において関係省庁や有識者による検討が進められているなど、犯罪被害者の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた各種施策が進められている。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>            ○第2次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策については、引き続き犯罪被害者白書のとりまとめ等を通じて、施策のフォローアップに努める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	犯罪被害者白書
---------------------------	---------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	犯罪被害者等施策推進室参事官 池田暁子	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	---------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-53(政策10-施策⑯))

施策名	犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等[政策10. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	犯罪被害者白書の作成及び各種調査を実施し、各課題に係る情報・データを把握、蓄積するとともに、ホームページへの掲載等を行う。				
達成すべき目標	国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運が醸成される。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	151173 0 0 151173	117913 0 0 117913	97565 0 0 62,960
	執行額(千円)	55624	64316		
	施策に関係する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)				
	特になし。				

測定指標	犯罪被害者支援に関心を持ついる人の割合	基準値	実績値					目標値
		—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		—	—	—	—	41.30%	45%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	60%	60%	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	犯罪被害者支援に関心がある人の割合について、平成22年度に比べて増加が見られたが、平成23年度の目標値とした60%には至っていない。
	目標期間終了時点の総括	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b>          「共生社会に関する意識調査」によれば、犯罪被害者支援が自分自身に関わる問題だと思う者(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」)は46.7%、犯罪行為による直接的な被害のほかにも二次的被害があることを知っている者(「知っている」)は43.3%であった。予算の減額は見られるものの、「国民のつどい」の開催などの各種取組を継続しており、実績値の増加も見られる。しかし、測定指標の目標の達成には至っていないことから、今後とも、国民の理解や関心を深める取組を一層強化する必要がある。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>          今後とも「国民のつどい」等各種広報啓発事業等を通じて、国民の理解や関心を深める取組を一層強化する必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「共生社会政策に関する意識調査」(H24.3月実施・全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	犯罪被害者等施策推進室参事官 池田暁子	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------------------	--------	---------------------	----------	---------

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-54(政策10-施策⑯))

施策名	自殺対策の総合的推進【政策10. 共生社会実現のための施策の推進】							
施策の概要	<p>自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき策定された「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定。平成20年10月31日一部改正)では、国が推進すべき自殺対策の指針として9項目48の重点分野及び平成28年までに達成すべき目標が示されている。また、大綱に基づき、大綱策定後1年間のフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るために、当面、強化し、加速化していくべき施策を「自殺対策加速化プラン」として策定した(平成20年10月31日自殺総合対策会議決定)。さらに、自殺をめぐる厳しい状況を受け、政務三役と有識者からなる自殺対策緊急戦略チームにより、平成21年末・年度末に向けて「自殺対策100日プラン」が提言された(平成21年11月27日)。これを受け、現下の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定)を策定し、機動的に対策を講じた。</p> <p>また、平成22年9月7日には、自殺総合対策会議の下に「自殺対策タスクフォース」を設置し、「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」(平成22年9月7日自殺対策タスクフォース決定)を策定し、同年中の自殺者数を可能な限り減少させる取組を行った。</p> <p>当初、タスクフォースは平成23年3月31日までの时限措置であったが、設置期限を延長し、25年3月31日までとすることが決定され、引き続き自殺者数を可能な限り減少させるよう取り組むこととなった。</p> <p>さらに、平成23年11月29日には、平成24年春を目処に策定する新たな「自殺総合対策大綱」において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体との協働を一層進めるため「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」を設置し、民間団体から現場における現状と課題、今後の取組方針や行動計画等についてヒアリングを行い、それに対する政府の役割などの議論を行っている。</p>							
達成すべき目標	本施策の推進により、年間3万人を超える自殺者数の減少を図る。							
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度			
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—	—		
	補正予算(b)	—	—	—	—			
	繰越し等(c)	—	—					
	合計(a+b+c)	—	—					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(千円)	—	—					
	<p>○第180回国会 衆・内閣委員会 中川国務大臣所信(平成24年3月2日)</p> <p>自殺対策については、我が国の自殺者数が依然として深刻な状況にあることを踏まえ、関係省庁や地方公共団体等と連携して強力に推進してまいります。特に、地域の実情に応じた対策を機動的に実行するため、地域の自殺の状況について情報提供を着実に実施するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地方公共団体における効果的な取り組みを一層促進してまいります。また、自殺総合対策大綱の見直しに向けた検討を進めてまいります。</p>							
測定指標	自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値					
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	—
		—	—	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	—
施策に関する評価結果	年度ごとの目標値							
	<p>目標の達成状況</p> <p>自殺対策推進会議、自殺対策タスクフォースにおけるフォローアップ、自殺対策白書のとりまとめによる施策の進捗状況の確認を行うことにより、施策の進捗状況を把握した上で、時宜を得た有効な政策を立案することができた。</p> <p>また、自殺対策白書のとりまとめにより、各府省における自殺対策の進捗状況を確認するだけでなく、自殺対策推進会議及び自殺対策タスクフォースで自殺の状況を確認した上で、各府省、地方公共団体、民間団体で連携して自殺対策強化月間の実施に取り組むなど、機動的に施策を実施することができた。</p> <p>その他、平成24年春を目処に策定する新たな「自殺総合対策大綱」において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体との協働を一層進めるため「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」を設置し、民間団体から現場における現状と課題、今後の取組方針や行動計画等についてヒアリングを行い、それに対する政府の役割などの議論を行うなど、新たな「自殺総合対策大綱」の策定に向けて取組を実施することができた。</p>							
目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>・自殺対策:自殺対策推進会議、官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム及び自殺対策タスクフォースの開催、自殺予防週間の実施、自殺対策強化月間の実施により、自殺対策の推進を図ることができた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>新たな自殺総合対策大綱において実効性のある施策を推進していくため、今後も各府省における施策の実施状況のフォローアップ等を行う。</p> <p>自殺対策推進会議、官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム及び自殺対策タスクフォースの開催に加え、各種調査を継続的に実施し、関係省庁と連携をとりつつ、自殺対策に関する情報を収集する。</p> <p>さらに、これらの情報を国民にわかりやすくまとめ、自殺対策白書に掲載する。</p>							
学識経験を有する者の意見の活用	<p>○自殺対策推進会議(第12回:平成23年6月16日開催、第13回:7月12日開催、第14回:7月29日開催)において、各府省が実施している自殺対策の推進状況について報告がなされ、それに対する各委員からご意見をいただいた。</p> <p>○官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム(第1回:平成23年11月29日開催(以降23年度末までに4回開催))において、平成24年春を目処に策定する新たな「自殺総合対策大綱」において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体との協働を一層進めるため、民間団体から現場における現状と課題、今後の取組方針や行動計画等についてヒアリングを行い、各構成員から意見をいただいた。</p> <p>これらの意見を踏まえ、次年度以降の政策評価書作成においてはより効果的な自殺対策の総合的推進を行っていきたい。</p>							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし							
担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(自殺対策担当)齊藤馨	政策評価実施時期	平成24年8月			

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-55(政策10-施策⑪))

施策名	自殺対策に関する調査研究・人材育成等【政策10. 共生社会実現のための施策の推進】					
施策の概要	国、地方公共団体、民間団体等と連携した各種啓発事業や、「自殺予防週間」(毎年9月10日～16日)及び「自殺強化月間」(毎年3月)の実施、HP等を通じて、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及し、自殺予防に向けた機運の醸成を図る。また、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課長等会議の開催や地域におけるゲートキーパー等の人材育成を支援することにより、自殺対策に従事する者の技能の向上や相互の連携を推進する。					
達成すべき目標	本施策の推進により、年間3万人を超える自殺者数の減少を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	91,313	97,561	211,044	211,067
		補正予算(b)	10,000,000	0	3,700,000	—
		繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)		10,913,313	97,561		
	執行額(千円)		10,121,128	112,740		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第180回国会 衆・内閣委員会 中川国務大臣所信(平成24年3月2日) 自殺対策については、我が国の自殺者数が依然として深刻な状況にあることを踏まえ、関係省庁や地方公共団体等と連携して強力に推進してまいります。特に、地域の実情に応じた対策を機動的に実行するため、地域の自殺の状況について情報提供を着実に実施するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地方公共団体における効果的な取り組みを一層促進してまいります。また、自殺総合対策大綱の見直しに向けた検討を進めてまいります。					
測定指標	自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合		基準値	実績値		
			22年度	19年度	20年度	21年度
			33.20%	—	—	33.20%
施策に関する評価結果	目標の達成状況		目標値			
			36.20%	36.20%	—	
			年度ごとの目標値	—	—	40%以上
学識経験を有する者の知見の活用	目標期間終了時点の総括		<b>目標の達成状況の検証</b> ・9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を中心とした啓発活動により、国民の誰もがゲートキーパーであるということを訴求してきたことから、目標に係る実績値は改善が見られたことが考えられる。平成24年1月に実施した「自殺対策に関する意識調査」において、今までに本気で自殺したいと思ったことがあるか聞いたところ「自殺したいと思ったことがある」と答えた者は23.4%に上ることから、自殺の問題自体は実際には多くの国民にとって決して無関係ではない。しかしながら我が国における自殺者数の状況について「知らないかった」と答えた者は34.5%となっており、平成10年から14年連続して年間の自殺者が3万人を超える厳しい状況にあり、自分自身に関わる身近な問題であることへの認識を更に高めていく必要がある。 <b>今後の方向性</b> ・自殺や精神疾患に対する国民の理解の更なる増進を図るとともに、地方公共団体等における自殺対策に従事する者の技能向上や相互の連携を促進することにより、自殺対策の一層の推進を図る。 ・3月の自殺対策強化月間や、9月の自殺予防週間に於いて、関係機関や民間団体とも連携して重点的に啓発活動を実施することにより、国民の理解の更なる促進を図る。 ・今後、地域自殺対策緊急強化基金により実施する事業については、その効果の検証を求めていくこととしている。 ・地域自殺対策緊急強化基金を活用した取組の事例集の作成やゲートキーパー養成のための教材の開発・作成を通じ各地域での効果的な普及啓発や人材育成の更なる促進を図る。			
			特になし			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	•自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合(%):共生社会に関する意識調査(H24.3実施:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000) •平成23年度自殺対策に関する意識調査( <a href="http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/survey/report_h23/index_pdf.html">http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/survey/report_h23/index_pdf.html</a> )					
担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(自殺対策担当)齊藤馨	政策評価実施時期	平成24年8月	

## 平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-56(政策10-施策⑩))

施策名	青年国際交流の推進【政策10. 共生社会実現のための施策の推進】										
施策の概要	日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性を備えた青年を育成する。										
達成すべき目標	本施策の推進により、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す。										
区分		21年度	22年度	23年度	24年度						
施策の予算額・執行額等	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	1,579,627 0 0 1,579,627	1,564,885 0 0 1,564,885	1,463,580 0 0 1,661,145	1,320,637					
	執行額(千円)	1,703,286									
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第178回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(平成23年9月13日) (世界に雄飛し、国際社会と人類全体に貢献する志) (路)新たな時代の開拓者たるん、という若者の大きな志を引き出すべく、グローバル人材の育成や自ら学び考える力を育む教育など人材の開発を進めます。 (近隣諸国との二国間関係の強化) 今後とも世界の成長センターとして期待できるアジア太平洋地域とは、引き続き、政治・経済面での関係を強化することはもちろん、文化面での交流も深め、同じ地域に生きる者同士として信頼を築き、関係強化に努めます。										
測定指標		基準値	実績値								
測定指標	青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立つと思う者の割合	-	19年度	20年度	21年度	23年度					
		-	各事業67%以上	83%	93%	94%					
		年度ごとの目標値	-	各事業90%以上	90%以上	90%以上					
施策に関する評価結果	目標の達成状況	6事業中全体の平均として94%であり、目標を達成した。									
	目標期間終了時点の総括	<b>【目標の達成状況の検証】</b> 各事業別に見ると、以下のとおりである。 東南アジア青年の船 : 94% 世界青年の船 : 89% 国際青年育成交流事業 : 100% 日本・中国青年親善交流事業 : 92% 日本・韓国青年親善交流事業 : 96% <b>【今後の方向性】</b> 行政事業レビューの結果、全体プログラム及び枠組みの大幅な見直し、改善、効果測定が無い限り廃止すべきという判断となった。 平成23年度については全体として目標を達成しているところであるが、行政事業レビューの結果を踏まえ、更なる効果的なプログラム実施のための見直し、プログラムの効果測定の充実を行っていく。 また、支援業務が一部を除き1者入札が続いていることについては、平成24年度から事業者が競争入札に参加しやすくなるよう、公示期間の延長や仕様書における業務内容の記載の明確化等を行う。									
学識経験を有する者の意見の活用	青少年育成に関する内閣府特命担当大臣と有識者との懇談(平成20年4月14日)において、北城恪太郎氏(日本アイ・ピー・エム株式会社最高顧問)から以下の意見が出された。 優れた将来の社会のリーダー、あるいは企業のリーダーになるような学生をうまく選抜して、こういうプログラムに参加してもらつたらいいのではないか。海外の人たちとそういう人たちが交流する場は、非常に貴重な場だと思う。 ご意見を踏まえ、報告会や大学説明会などを活用し、より多くの青年に事業を紹介して優秀な人材を得られるように努めている。										
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査 母集団等:青年国際交流事業に参加した全日本青年、全外国青年等 全870名(全員回答) 調査方法:航空機事業の外国青年は、日本から出国前日にアンケートに記入。 航空機事業の日本青年は、帰国後の研修中にアンケートに記入。 船事業の外国青年及び日本青年は、下船前にアンケートに記入。										
担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	久津摩 敏生	政策評価実施時期	平成24年8月						